

保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金交付要綱

31 福保子保第2967号

令和元年9月26日

第1 補助の目的

この要綱は、「保育所等利用多子世帯負担軽減事業実施要綱」（令和元年7月3日付31福保子保第1158号。以下「実施要綱」という。）に基づき、区市町村が実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、事業を円滑に推進し、もって働きながら複数の子供を持ちたいと願う方々が、安心して希望する人数の子供を産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に規定する事業とする。

第3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、実施要綱に規定する事業を実施するための経費で、別表に定める経費とする。

第4 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表の区分ごとに定める補助基準額を合計した額に、補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 補助条件

この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、別記補助条件を付して交付するものとする。

第6 補助金の交付申請及び交付決定等

この補助金の交付申請等の手続は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別紙様式第1号に關係書類を添えて行うこと。
- (2) この補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更するときは、別に定める期日までに別紙様式第2号に關係書類を添えて行うこと。
- (3) 知事は、(1)及び(2)の規定による交付申請があったときは、交付申請書及び關係書類を審査の上、適当と認める場合は、第5の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

第7 概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- （１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 補助事業の実施期間

補助事業は、事業実施年度の３月３１日までに完了しなければならない。

4 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、区市町村長に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

6 補助事業の遂行命令等

- （１）４及び５の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- （２）（１）の規定による命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

7 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は２の（３）の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日ま

で、別紙様式第3号に関係書類を添えて、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

9 是正のための措置

- (1) 知事は、8の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- (2) 7の規定は、(1)の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 区市町村長が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

- (1) 1又は10の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

12 違約加算金

10の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、区市町村長は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につ

き年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.3 延滞金

区市町村長が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.4 他の補助金等の一時停止

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

1.5 調書の作成、保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4号による調書を作成し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

1.6 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 補助基準額	3 補助率
(1) 第2子であって、子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日付政令第213号。以下、「施行令」という。）第13条又は第14条に規定する特例（以下、「施行令の特例」という。）による多子世帯負担軽減の対象とならないもの	階層及び認定区分ごとにおける各児童の国基準保育料の年間合計額に2分の1を乗じた額	10／10
(2) 第3子以降であって、施行令の特例による多子世帯負担軽減の対象とならないもの	階層及び認定区分ごとにおける各児童の国基準保育料の年間合計額	
(3) 第3子以降であって、施行令の特例による多子世帯負担軽減の対象となるもの（施行令の特例により無料となるものは除く。）	階層及び認定区分ごとにおける各児童の国基準保育料の年間合計額	

※「第2子」とは、実施要綱第2条（3）に定める子供をいう。

※「第3子以降」とは、実施要綱第2条（4）に定める子供をいう。

※「国基準保育料」とは、以下のとおりとする。

- ・ 施行令の特例による多子世帯負担軽減の対象とならないもの
施行令第4条第2項、第5条第2項、第9条、第12条第2項に定める額をいう。
- ・ 施行令の特例による多子世帯負担軽減の対象となるもの
施行令第13条又は第14条に定める額をいう。

※補助基準額の算出に当たって1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。